

「はん」「個人宅配」「なかよし個配」ご利用の仕方

① はん【はん員全員分を一箇所にお届け】

- ①3人以上のグループで始められます。
商品の受け取りから仕分けを通して、ご近所とのコミュニケーションが深まります。
- ②基本手数料は無料です。

仕分け

商品が届いたら仕分けしながら確認してね。

はんのみなさんと、「納品書」を見ながら、仕分けの開始。
お届けした商品に過不足や傷みがないかなど、確認します。

おいしい商品のオススメや、食べ方など情報交換にも
なりますから楽しんじやいましょう。

配達で使用した通い箱は 翌週の配達時に返却して下さい。

発泡スチロールやプラスチックの通い箱は、商品を運ぶ大事な財産です。大切に扱って長持ちさせましょう。
※あんしんカバーご利用の方は通い箱と一緒ににお出し下さい。

仕分けが終わったらそれぞれの家に持ち帰ります。

生協は「おたがいさま」「たすけあい」の組織です。荷物の多い方や高齢、妊娠婦、小さい子ども連れの方など、たいへんそうだなと思ったら積極的に助け合いましょう。



はんの利用基準とお約束

はんは地域の身近な協同・助け合いの場。同時に「まとまって利用することによって安全・安心を最も安く利用するしくみ」でもあります。そのためにも「はんの利用基準と約束」をつくっています。

① はんの利用基準

- ①新しいはんは3世帯以上で。
- ②はんの利用人数3人以上を目指しましょう。
はんでのお誘いを職員がお手伝いします。
気軽に声をお掛けください。

② はんの約束

- ①はんリーダーを決めてください。
- ②はん全員の注文書は前日までに集めましょう。
- ③商品の荷受・仕分けはみんなでしましょう。
はんは「おたがいさま」の気持ちを大切に進めていきましょう。

こ〜ぷ委員会 各地域で生協の組合員が活動を行っています。

商品学習会、環境、子育て、福祉・ユニセフ・平和活動etc…多彩な活動が行われています。
委員希望の方は見学もできますので下記の生活文化部までお問い合わせください。
福島事務所 ☎024-557-1181 郡山事務所 ☎024-963-2530

個人宅配・なかよし個配の基本手数料のご案内(税込)

	個人宅配		なかよし個配		はん	
	利用人数	基本手数料【商品あり・なし同一価格】	利用人数	基本手数料【商品あり・なし同一価格】	利用人数	基本手数料【商品あり・なし同一価格】
通常基本手数料	1人	213円【税込】	2人	106円【税込】	3人以上	0円
子育て割適用者	1人	139円【税込】	-	-	-	-
シニア割適用者	1人	172円【税込】	-	-	-	-
障がい者サポート適用者	1人	172円【税込】	-	-	-	-
介護サポート適用者	1人	172円【税込】	-	-	-	-

「はん」「個人宅配」「なかよし個配」ご利用の仕方

② 個人宅配【ご自分の商品だけがご自宅へ】

- ①おひとりでご利用いただけます。
- ②基本手数料は1回213円(税込)です。
- ③お留守でもご指定の場所にお届けします。
ご指定の場所にお届けいたします。冷蔵・冷凍品は、蓄冷剤・ドライアイスと一緒に保冷箱に入れてお届けします。

個配メールサービス

※個人宅配サービスをご利用されている方がお申込できます

離れて暮らす息子さん、娘さん(その他ご家族)へ個人宅配配達時の在宅状況を毎週メールでお知らせします。
(あらかじめお知らせ先メールアドレスの登録が必要になります。)

③ なかよし個配【おふたりの分を1箇所にお届け】

- ①おふたりでご利用いただけます ②基本手数料は1回おひとり106円(税込)です。



※はん、なかよし個配、個人宅配(各種基本手数料値引サービス含む)曜日遅れでのご注文の対応につきましては手数料247円(税込)がかかりますのでご注意ください。

※曜日違いの配達対応はあくまでも特別な対応となりますので、毎回はお受けできないことをご了承ください。

【各優遇サービス内容と適用条件】

※各種基本手数料値引サービスは重複してサービスを受けることはできません。

1.子育て割適用条件

- ご自身のお子様6歳未満、又は妊娠中の組合員様で母子手帳・保険証(または公的証明書)をご呈示頂ける方が子育て割の対象です。
- 6歳になる誕生月の20日を含む週末までが対象期間となります(※20日が土日の場合は前週まで)。
- 妊娠中の場合は、出産予定日を起点とした6年後の誕生月までとなります。
- ご兄弟がいいらっしゃる場合は下のお子様でお申込みください。
- 子育て割適用期間にお子様が生まれた場合はお申し出ください。再手続きをさせていただきます。

2.障がい者サポート値引適用条件

- ご親族の方の同居がご利用の条件となります。
- ご本人様もしくは同居の親族の方が「身体障がい者手帳」「療育手帳」「精神障がい者保健福祉手帳」をお持ちの方で、手帳をご呈示頂ける方が対象です。

※身体障がい者手帳保有の方で、1人で注文書記入と商品受取が可能と生協が判断した場合はお1人でもご利用可能です。

3.シニア割適用条件

- 満70歳以上の方(ご本人もしくは配偶者)が利用している世帯で、「保険証」「年金手帳」「免許証」のいずれかをご呈示頂ける方が対象です。

4.介護サポート値引適用条件

- 要介護状態区分1～5の間で認定された組合員本人または同一生計ご家族がいいらっしゃる組合員で、要介護状態区分1～5を認定している有効期間内の介護保険被保険者証または要介護認定・要支援認定結果通知書をご呈示頂ける方が対象です。但し、組合員本人が要介護認定を受けている場合は、身の回りの看護をする施設に居住しているか家族が同居していることが適用する為に必要な条件となります。適用対象の方が要介護状態区分1～5の間から外れた場合、値引解除となります。